

自転車撤去保管手数料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、自転車撤去保管手数料の徴収事務を委託したので、同施行令第 158 条第 2 項の規定により下記のとおり告示する。

平成 28 年 4 月 1 日

新潟市長 篠田 昭

記

- 1 徴収事務受託者
公益社団法人新潟市シルバー人材センター
- 2 徴収事務を行う場所
自転車等保管所
新潟市中央区花園 2 丁目 5 4 番地先
- 3 徴収事務委託の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日